

第 2 3 期 第 2 回
和歌山海区漁業調整委員会
議 事 録

日 時 : 令和 7 年 6 月 1 3 日 (金)
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで

場 所 : 和歌山市雑賀屋町 1 9
和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室

第 23 期第 2 回和歌山海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 : 令和 7 年 6 月 13 日 (金) 午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 : 和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室
(和歌山市雑賀屋町 19)
- 3 議 題 :
 - (1) 和歌山県資源管理方針の変更について (諮問)
 - (2) まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)
 - (3) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)
 - (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について (諮問)
 - (5) その他
- 4 出席者
 - (委 員)
松村徳夫、田伏英雄、橘 智史、市川智司、澤田好史、藪江津子、嶋田和紀、
山本 薫、東 敏之、山口太志、杉本武雄 (議席番号順)
 - (県)
山内資源管理課副課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、堀木漁業取締班長、
古川主任、赤松主査、小林主査、大槻副主査
内海主任、井川主査、南主任、井手主任、木下主任、坂本技師
 - (海区委員会事務局)
山田書記

5 議事内容

(午後1時30分 開会)

山田書記

定刻となりましたので、只今から第23期第2回和歌山海区漁業調整委員会を開催します。本日は、吉田委員、田嶋委員、片谷委員、堅田委員がご欠席されていますが、11名の委員にご出席いただき、出席委員が過半数に達しておりますので、委員会規程第6条第1項の規定により、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、松村会長からご挨拶をお願いします。

松村会長

皆様、こんにちは。第23期第2回の委員会を開催するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご足労いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今年の春漁を振り返りますと、紀南地方の主力であるカツオのケンケン漁は、昨年は過去10年で最大の漁獲量を記録しましたが、今年も現在のところ豊漁傾向であるとのこと。

一方、これ以外の漁業については、厳しい状況が続いています。漁獲量の減少や資材の高騰など漁業を取りまく状況は、決して楽観視できるものではありません。

本日の議題は、知事から、資源管理や漁業許可に関する諮問事項4件となっていますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

山田書記

ありがとうございました。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第がございます。

続きまして、右上に資料1と書かれている「和歌山県資源管理方針の変更について」の資料がございます。両面刷りで38ページまでございます。

続きまして、右上に資料2と書かれている「まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」の資料がございます。両面刷りで4ページまでございます。

続きまして、右上に資料3と書かれている「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」の資料がございます。片面刷り2ページまでございます。

また、資料3に関しまして、事前配布はしておりませんが追加の

報告資料として「くろまぐろに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告）」の 1 枚ものを本日机に配布しております。

続きまして、右上に資料 4 と書かれている「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について」の資料がございます。両面刷りで 35 ページまでございます。

資料は以上ですが、皆様、おそろいでしょうか。

おそろいでない場合はお申し付けください。

それでは、始めさせていただきます。委員会議事運営規程により、会長が議長を務めることとなっておりますので、松村会長よろしくをお願いします。

松村議長

これより、議事に入ります。最初に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

田伏委員、橘委員をお願いします。

それでは、第 1 号議案「和歌山県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程します。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

（諮問文の朗読）

松村議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

小林主査

それでは資源管理課から、和歌山県資源管理方針の変更について説明いたします。

資料 1 の 2 ページをご覧ください。

まず、和歌山県資源管理方針とは、漁業法に基づき、国の資源管理基本方針に即して、本県の水産資源の管理に関する基本的事項を定めたものです。

また、方針においては、個別の水産資源ごとの具体的な資源管理方針について定めており、特定水産資源、いわゆる TAC 魚種については別紙 1 に、TAC 魚種以外の水産資源は別紙 2 又は別紙 3 において、それぞれ設定しています。

次に、今回の変更内容につきまして、3 点ございます。

1 点目は、まいわしの資源管理方針を記載している別紙 1－1 と、まあじについて記載している別紙 1－2 の内容変更です。どちらも、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項として定めた漁獲努力量の上限を変更するものです。詳しくは後ほどご

説明いたします。

2点目は、まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針を記載している別紙1－7の内容変更です。後ほど本日の議題（2）において諮問いたします内容と関連していますが、本資源の本県への漁獲可能量の配分が「現行水準」となることに伴い、漁獲量の管理の手法等を変更するものです。

3点目は、別紙1へのぶりの追加です。現行の資源管理方針の別紙1には、別紙1-1 まいわし太平洋系群から別紙1-9 かたくちいわし瀬戸内海系群の9つの特定水産資源について規定していますが、こちらに別紙1-10としてぶりを追加します。

それでは、具体的な内容について、順番に説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

まず、1点目の別紙1－1と別紙1－2の変更内容についてご説明します。

それぞれの「第4」という項目において、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項を定めており、具体的には、「変更内容」に記載しております表のとおり、各資源を採捕する漁業種類ごとに漁獲努力量の上限を設定しています。今回は、令和7年3月31日付けで中型まき網漁業に係る許可することができる船舶の隻数の上限が1隻減少しましたので、これに伴いまして、それぞれの表中の中型まき網漁業の漁獲努力量の上限を12隻から11隻に変更します。なお、敷網漁業や定置漁業の漁獲努力量の上限に変更はありません。

以上が、1点目の別紙1－1，1－2の変更内容でございます。

続いて、4ページをご覧ください。

2点目の別紙1－7の変更内容についてご説明します。

まさば及びごまさば太平洋系群につきましては、農林水産大臣から本県に対して配分される漁獲可能量が、令和6管理年度までは具体的な数量を明示されていましたが、令和7管理年度からは「現行水準」になります。これに伴いまして、本資源の漁獲量の管理の手法等を変更する必要がある、具体的には、次の4点の変更を行います。

「変更内容」と書かれた箇所をご覧ください。

まずは、「第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」において、これまでは知事管理区分として、中型まき網漁業とその他漁業の2つの管理区分を設定していましたが、こちらを「和歌山県まさば及びごまさば漁業」の1つに統合いたします。

次に、「第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」について、これまでは、農林水産大臣から本県に配分された漁獲可能量を、

中型まき網漁業とその他漁業の2つの管理区分に分配していました。具体的には、直近5管理年度の漁獲実績により、約9割を中型まき網漁業に、残りをその他漁業に分配していましたが、今回、知事管理区分を1つに統合しますので、本県への配分の全量を「和歌山県まさば及びごまさば漁業区分」に配分する、という配分ルールに変更いたします。

さらに、「第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」について、これまで漁獲努力量による管理は定置漁業のみを設定していましたが、こちらに中型まき網漁業を追加し、漁獲努力量の上限を別紙1-1, 1-2と同様に11隻と設定します。

最後に、「第5 その他資源管理に関する重要事項」について、令和6管理年度までは具体的な配分数量が明示されていたことから、中型まき網漁業区分に関しましては、消化率が85%を超えると漁獲量を公表する必要がありましたが、令和7管理年度より「現行水準」となることで、こちらの対応が必要なくなりますので、第5自体を削除することといたします。

ここまでの2点目の別紙1-7の変更内容でございます。

続いて、5ページ目をご覧ください。

3点目の別紙1-10の追加についてご説明します。

ぶりにつきましては、国の資源管理方針に関する検討会やTAC設定に関する意見交換会における検討、さらには水産政策審議会における審議を経て、令和7年3月7日付けで国の資源管理基本方針にTAC管理を行う特定水産資源として追加されました。

これに伴い、本県においても、ぶりの漁獲実態があることから、令和7年7月からTAC管理が開始されることになりましたので、本県の資源管理方針の別紙1-10にぶりに関する資源管理方針を設定いたします。

なお、ぶりにつきましては、これまでは別紙3-6において本県独自に資源管理の方向性を設定していましたが、別紙3-6から別紙1-10へ移動した上で、より詳細な管理方法を設定することとなります。

それでは、別紙1-10の具体的な内容について、ご説明します。

「追加内容」をご覧ください。

まず、第1の特定水産資源の名称は「ぶり」であり、もじゃこ、つばす、はまち、めじろ等のすべてを含みます。

次に、第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の方法等については、知事管理区分を「和歌山県ぶり漁業」の一つとし、(1)の管理区分を構成する事項の①の水域は②の対象とする

漁業がぶりの採捕を行う水域とし、②の対象とする漁業は和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業者の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業とします。また、③の漁獲可能期間は周年（7月1日から翌年6月30日まで）とし、こちらの期間がぶりの管理年度となります。

また、（2）の漁獲量の管理の手法等につきましては、当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までといたします。

次の第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準につきましては、本資源の知事管理区分が「和歌山県ぶり漁業」の一つとなりますので、全量を和歌山県ぶり漁業区分に配分するといたします。

また、第4の漁獲可能量以外の手法による資源管理に関する事項については、該当なしといたします。

最後の第5のその他資源管理に関する重要事項としましては、「資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。」ということと、「養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。」ということについて規定いたします。

なお、ステップアップ管理について、補足いたしますので、6ページをご覧ください。

こちらの図は、国の資源管理基本方針に定めるステップアップ管理の内容をイメージ化したものです。

国の資源管理基本方針においては、新たにTAC管理対象魚種とされた特定水産資源は、ステップアップ管理対象資源として設定され、通常のTAC管理導入に向けて、ステップ1からステップ3までの段階的なTAC管理が実施されます。

本県においても、ぶりが令和7管理年度からステップアップ管理の対象となりますので、その内容を県方針に明記することとなります。

ステップアップ管理につきましては、まずはステップ1から始まります。ステップ1と記載された枠内にありますとおり、ステップ1では漁獲量報告が義務化とされ、漁獲量報告に関する情報収集体制の確立を目指します。

また、通常のTAC管理導入に向けて、資源の特性や漁業の実態を踏まえた上で、配分ルールや運用方法等における課題を整理し、解決に向けて対応していくことになります。なお、ステップ1は1年を想定しています。

ステップ2の段階では、ステップ1の取組を継続しつつ、大臣管

理区分や都道府県への漁獲可能量の配分が試行され、目安数量が提示されます。ステップ2は2年間で想定しており、ステップ1とステップ2の期間において、ステップ3に移行する準備を行います。なお、ステップ1とステップ2では、漁獲可能量を超えた場合の採捕停止命令等はありません。

最後のステップ3は、漁獲可能量の設定や都道府県への配分、配分された漁獲可能量が超えた際の採捕停止命令など、通常のTAC管理と同様に行います。

以上が、3点目の別紙1－10の追加内容でございます。

なお、次の7ページから12ページは、県資源管理方針の新旧対照表となっており、左側が変更後、右側が変更前の記載となります。

新旧対照表につきましては、只今ご説明しました内容のとおりでございますので、詳細な説明は割愛いたしますが、1点だけ補足をさせていただきます。

12ページをご覧ください。只今、新旧対照表の右側の別紙3－6に「ぶり」の記載がありますが、これまでは、別紙3－6において本県独自にぶりの資源管理の方向性を規定していました。このうち、第2の2行目に、「なお、この資源管理の方向性は、国の資源管理補基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする」とあり、このたび、ぶりが資源管理基本方針の別紙に定められましたので、本県の資源管理方針においても、別紙3－6での記載は削除し、代わって別紙1に規定することとなりました。

なお、新旧対照表の左側にありますとおり、別紙3－6が完全に削除されるわけではなく、「別紙1へ規定」と記載することで別紙3－6自体は残すこととなりますので、別紙3－7以降が1つつ繰り上がるということはありません。

次の13ページから38ページまでは、今回の変更内容を反映した資源管理方針の全文になります。こちらはお時間のあるときにご覧いただければと思います。

以上で和歌山県資源管理方針の変更についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

松村議長

ありがとうございました。

ただ今、第1号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第1号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

また、今後、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいでしょうか、併せてお諮りします。

意義ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして、第2号議案「まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

松村議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

小林主査

それでは資源管理課から、知事管理漁獲可能量の設定について説明させていただきます。

資料2の2ページをご覧ください。

まず、今回、対象となる特定水産資源、いわゆるTAC魚種は、まさば及びごまさば太平洋系群とぶりでございます。

1に「農林水産大臣から本県に配分された漁獲可能量」を記載していますが、まさば及びごまさば太平洋系群は「現行水準」となっており、目安数量として1,255トンが提示されています。また、ぶりは101,000トンの内数となっております。

なお、まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりの令和7管理年度は、令和7年7月から令和8年6月までとなります。

続きまして、2の「知事管理区分への配分」をご覧ください。

まずは、(1)知事管理区分への配分の基準について、ご説明します。こちらは、農林水産大臣から本県へ配分された漁獲可能量を、本県の知事管理区分へどのように配分するか、ということですが、これに関しましては、和歌山県資源管理方針の別紙1に定めた各資源の配分の基準に即して行うことになります。

初めに、まさば及びごまさば太平洋系群につきましては、資源管理方針の別紙1-7に記載しており、令和6管理年度までは、具体的な配分数量が明示されており、中型まき網漁業とその他漁業の2

つの知事管理区分が設定されていたため、直近 5 管理年度の漁獲実績に応じてこれら 2 区分へ分配していました。ただし、令和 7 管理年度からは、本県への配分が「現行水準」となったことを受けて、先ほどご審議いただきましたとおり、資源管理方針を変更し、知事管理区分の中型まき網漁業とその他漁業を統合して「和歌山県まさば及びごまさば漁業」と 1 つの管理区分としますので、大臣からの配分の全量をこちらに配分する基準としております。

次に、ぶりにつきましては、こちら先ほどご審議いただきましたとおり、別紙 1－10 に配分の基準を定めており、全量を「和歌山県ぶり漁業」に配分いたします。

続きまして、3 ページの（2）知事管理漁獲可能量の設定案について、ご説明します。

まさば及びごまさば太平洋系群についても、ぶりについても、大臣から配分された漁獲可能量の全量を単一の知事管理区分へ配分するというルールに基づきまして、各資源の知事管理漁獲可能量は、まさば及びごまさば太平洋系群が現行水準、ぶりが 101,000 トンの内数に設定する案としております。

なお、どちらの資源も知事管理区分が 1 つだけでございますので、県の留保枠は設定しないことといたします。

また、各資源の管理方法についても、説明させていただきます。

まさば及びごまさば太平洋系群につきましては、知事管理漁獲可能量を「現行水準」と設定しますが、「現行水準」の管理方法としましては、現行の水準以上に漁獲量を増加させないように管理することになります。具体的には、資源管理方針で定めた隻数等の漁獲努力量の上限を超えた場合や、漁獲量が目安数量を大幅に超えるような場合は、適宜、県が注意喚起や指導を行うこととしております。ただし、あくまで、注意喚起や指導であり、採捕停止命令ひいては罰則の対象になるものではございません。

次に、ぶりにつきまして、本資源は令和 7 管理年度から TAC 管理が開始される資源であり、ステップアップ管理対象資源として管理されます。

このステップアップ管理対象資源の管理方法については、こちら先ほどご審議いただいた資源管理方針の変更での説明と重複いたしますが、「ステップ 1」と記載した箇所のとおり、漁獲可能量は、国一括の管理とし、各都道府県への具体的な配分は行わず、いずれの都道府県においても、国全体の漁獲可能量の内数として設定します。また、漁獲量報告は義務化となりますが、各都道府県の数量配分はありませんので、採捕停止命令を行うこともありません。

最後に、4 ページをご覧ください。

こちらは、直近5管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の本県漁獲可能量と漁獲実績を整理した表であり、参考情報としてお示ししております。お時間のある時にご参照いただければと思います。

以上で、まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する知事管理漁獲可能量の設定についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

松村議長

ありがとうございました。

ただ今、第2号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第2号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

また、今後、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいでしょうか、併せてお諮りします。

意義ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして、第3号議案「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）」を上程します。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

松村議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

赤松主査

それでは、くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、資源管理課から説明させていただきます。

本題に入る前に令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について報告させていただきます。

本日、お配りさせていただいた1枚ものの資料を御覧ください。

では、小型魚から説明させていただきます。まず、3月3日付け

で県留保から漁船漁業等に 3.5 トンを繰り出し、次に定置漁業から漁船漁業等に 5.5 トンの移譲を行いました。その後、3 月 19 日付けで他県からの融通により得た 0.1 トンを県留保に配分しました。

これにより最終の変更後配分は 47.9 トンとなり、定置漁業が 11.2 トン、漁船漁業等が 35.6 トン、県留保が 1.1 トンとなりました。

次に、大型魚について説明させていただきます。まず、3 月 3 日付けで県留保から漁船漁業等に 2.5 トンを繰り出し、次に定置漁業から漁船漁業等に 6.0 トンの移譲を行いました。その後、3 月 5 日付けで他県からの融通により得た 23.0 トンを漁船漁業等に配分し、3 月 19 日付けで同じく他県からの融通により得た 1.6 トンを漁船漁業等に配分しました。

これにより最終の変更後配分は 64.6 トンとなり、定置漁業が 6.8 トン、漁船漁業等が 56.3 トン、県留保が 1.5 トンとなりました。

これらの配分に基づく、令和 6 管理年度の漁獲実績は資料右端のほうに記載しておりまして、小型魚は全体で 45.4 トン、定置漁業が 10.1 トン、漁船漁業等が 35.3 トンとなり、大型魚は全体で 52.9 トン、定置漁業が 5.3 トン、漁船漁業等が 47.6 トンとなりました。

漁業者をはじめ関係する皆様の御協力により枠を超過することなく漁期を終えることができました。今漁期におきましても引き続き皆様の御協力のもと管理を行っているところです。

では、本日お諮りさせていただく令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について説明させていただきます。

今回、和歌山県へのくろまぐろの割当について、前漁期からの繰り越し数量が確定したことによる国からの追加配分があり、知事管理漁獲可能量を変更する必要が生じました。

資料 3 の 2 ページを御覧ください。

こちらが今回の変更概要をまとめたものです。

現在の管理年度である令和 7 管理年度の当初配分として、小型魚 42.5 トン、大型魚 54.3 トンが、本県の知事管理漁獲可能量として配分されており、これを管理区分別に小型魚は 定置漁業 15.2 トン、漁船漁業等 23.0 トン、大型魚は 定置漁業 30.4 トン、漁船漁業等 18.4 トンを割当てし、数量管理を実施しているところです。

今回、国から追加配分がございましたので、これを受けて、知事管理漁獲可能量の変更をお諮りするものです。

では、その内容について説明いたしますので、下段の表を御覧ください。

まず、小型魚について、前の期間である令和 6 管理年度の繰り越しですが、国の資源管理基本方針において、前管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分については、当初配分

量の 10%を上限に、翌管理年度に繰り越す、とされています。

令和 6 管理年度における本県の当初配分量は、28.8 トンでしたので、小数点第 2 位以下を切り捨てた 2.8 トンが繰越上限となり、そのうち令和 6 管理年度の本県未利用分である 2.4 トンが令和 7 管理年度に繰り越されます。

次に、国留保の配分については 12.6 トンの配分となりますが、その内訳について説明します。

繰り越しと同じく国の資源管理基本方針において、未利用分のうち、繰り越した数量を除いた残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする、とされています。

国の留保に繰り入れられた数量については、都道府県別配分量の当初配分の比率で追加配分するとされており、本県には 3.3 トンが配分されます。

これに加え、消化率メリットとして、令和 6 管理年度終了時に消化率が 8 割以上の都道府県に対して配分することになっており、本県は 8 割を超えていましたので 9.3 トンが配分されます。

国の留保分については、3.3 トンと 9.3 トンを合わせた 12.6 トンが本県に配分されます。

以上、小型魚については繰越の 2.4 トンと国留保分の 12.6 トンを合わせた合計 15.0 トンの追加となります。

続いて、大型魚です。

繰り越しの考え方は、小型魚と同じです。令和 6 管理年度における本県の当初配分量は 17.5 トンでしたので、小数点第 2 位以下を切り捨てた 1.7 トンが繰越上限となり、そのうち令和 6 管理年度の本県未利用分は 1.7 トン以上あったので 1.7 トンが令和 7 管理年度に繰り越されます。

次に、国の留保の配分については 6.7 トンの配分となりますが、その内訳について説明します。

都道府県別配分量の当初配分の比率で追加配分するとされており、本県には 1.4 トンが配分されます

これに加え、消化率メリットとして、令和 6 管理年度に本県は 8 割を超えていましたので 3.6 トンが配分されます。

国の留保分については、1.4 トンと 3.6 トンを合わせた 5.0 トンが本県に配分されます。

以上、大型魚については繰越の 1.7 トンと国留保分の 5.0 トンを合わせた合計 6.7 トンの追加となります。

以上を踏まえまして、変更後の知事管理漁獲可能量を、矢印の右側の枠内の案としております。

小型魚は 57.5 トン、うち県の留保を 5.8 トンとしたうえで、繰

り越し分については当初配分比率、国留保からの追加配分については直近３か年の漁獲実績をもとに按分し、定置漁業に 19.7 トン、漁船漁業等に 32.0 トンを割当。大型魚は 61.0 トン、うち県の留保を 6.1 トンとしたうえで、繰り越し分については当初配分比率、国留保からの追加配分については直近３か年の漁獲実績をもとに按分し、定置漁業に 32.0 トン、漁船漁業等に 22.9 トンを割当としております。

続きまして、令和 7 管理年度における今後のくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について、事前にお諮りします。

今後、国からの追加配分や他都道府県からの融通等により、知事管理漁獲可能量の変更が生じることが想定されます。

このような場合、通常であれば、漁獲可能量の変更について海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで各区分に配分し、変更の公表を行う必要があります。

しかし、漁期終盤や漁獲可能量の残枠が逼迫している状況においても、この手続きが必要であるため、速やかに漁獲可能量の変更を行うことができず、円滑な漁獲を妨げるおそれがあります。

つきましては、国からの追加配分等による漁獲可能量の変更や県留保からの繰り出しによる配分の変更が必要となった場合、円滑に漁獲を継続するため、配分について定置漁業及び漁船漁業等管理委員会と調整のうえ、直近の漁獲の積み上がり状況から算定した数量を各知事管理区分に配分し、変更した内容は事後速やかに報告するということについて、御承認いただきたいと考えており、このことも含めまして、御審議をお願いいたします。

以上が知事管理漁獲可能量変更についての説明となります。
御審議のほどよろしくをお願いいたします。

松村議長

ありがとうございました。

ただ今、第 3 号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第 3 号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

また、今後、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいでしょうか、併せてお諮りします。

意義ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして、第4号議案「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

松村議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

古川主任

知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について説明します。

許可漁業については、新たに許可をしようとするときは、和歌山県漁業調整規則、以降、「規則」といいます。第11条第1項の規定に基づき、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び申請すべき期間を公示しなければならないこととなっています。

なお、制限措置とは、規則第11条第1項各号に掲げる事項であり、漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期及び漁業を営む者の資格のことです。

今般、新たに許可するさんご漁業、許可の有効期間が令和7年9月15日で満了する固定式刺し網漁業及び刺し網漁業について、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めるため、規則第11条第3項の規定に基づき、海区漁業調整委員会へ諮問するものです。

まず、資料4の2ページから11ページまでは公示案、12ページから31ページまではそれぞれの漁業の許可方針、32ページから34ページまでは規則の抜粋、35ページは三枚刺し網漁業ブロック概略図となっています。

それでは、2ページのさんご漁業の公示案について説明します。

「1 制限措置の内容」は12ページ及び13ページのさんご漁業の許可方針に基づき、表で記載しています。

漁業種類は、さんご網漁業及びさんご潜水艇漁業です。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、1としています。

推進機関の馬力数は定めなしで、操業区域は、日高郡印南町切目崎西端から正西の方位線と熊野川河口中央から南東の方位線とに挟まれた和歌山県地先海面とし、さんご網漁業については、アからソの

各点を順次に結んだ線と陸岸とに囲まれた区域を除いています。

漁業時期は、9月1日から翌年1月31日まで。

漁業を営む者の資格は、漁船使用に関する項目と漁業の根拠地を和歌山県内に有することを記載しています。

次に、「2 許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、規則第 11 条第 2 項で「申請すべき期間は、1 ヶ月を下らない範囲内において知事が定める期間」と規定されているため、公示の期間は、当委員会から答申をいただいた日以降、1 ヶ月以上の期間とします。

なお、許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項第 2 号で 1 年と規定されていますが、同条第 2 項の規定により海区漁業調整委員会の意見を聴いて前項より短い期間を定めることができるとなっています。さんご漁業の漁業時期は、平成 28 年以降、9 月 1 日から翌年 1 月 31 日となっていますので、許可の有効期間は漁業時期に合わせます。

次に、「3 備考」は、この告示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとし、13 ページ及び 14 ページのさんご漁業の許可方針の第 9 に記載されている「許可等の条件」を付けることとします。

次に 3 ページの固定式刺し網漁業の公示案をご覧ください。

「1 制限措置の内容」は 15 ページから 24 ページまでの固定式刺し網漁業の許可方針に基づき、表で記載しています。

3 ページから 7 ページまでの表で、漁業種類ごとに制限措置の内容を整理しています。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、事前に調査した申請予定件数としています。

推進機関の馬力数は定めなしです。

操業区域ですが、35 ページをご覧ください。

三枚刺し網漁業については、県北部から順に 8 つのブロックに分けて、各ブロックで操業期間や操業区域をはじめ、漁具、統数、操業時間などのルールを定め、関係地区で協定を締結し、その協定に基づいて操業が行われていますので、操業区域については、各ブロックに分けています。

3 ページにお戻りください。次に、漁業時期は、表の 2 つめ、磯建網漁業の第 4 ブロックは 10 月 20 日から翌年 4 月 30 日まで、それ以外は、9 月 16 日から翌年 4 月 30 日までで、ブロック内で別に規制している部分については、ただし書きで記載しています。

漁業を営む者の資格は、漁船使用に関する項目と漁業の根拠地を関係する管内に有することを記載しています。

次に、8 ページをご覧ください。

「2 許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、当委員会から答申をいただいた日以降、1 ヶ月以上の期間とします。

なお、許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項第 1 号において 3 年と規定されていることから、令和 7 年 9 月 16 日から令和 10 年 9 月 15 日までとします。

次に、「3 備考」は、この告示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとし、16 ページから 24 ページまでの固定式刺し網漁業の許可方針の別表に記載されている「許可等の条件」を付けることとします。

次に 9 ページの刺し網漁業の公示案をご覧ください。

「1 制限措置の内容」は 25 ページから 31 ページまでの刺し網漁業の許可方針に基づき、表で記載しています。

9 ページから 11 ページまでの表で、漁業種類ごとに制限措置の内容を整理しています。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、事前に調査した申請予定件数としています。

推進機関の馬力数は定めなしで、

操業区域は、先ほどの固定式刺し網漁業と同じくブロックごとに分かれているものと、共同漁業権漁場となっているものがあります。

漁業時期は、上から順に、このしろ・ぼら刺し網漁業の第 2 ブロックは 9 月 16 日から翌年 4 月 30 日まで、第 4 ブロックは 10 月 20 日から翌年 4 月 30 日まで。

次に、あじ囲刺し網漁業は 1 月 1 日から 12 月 31 日まで。

次に、あおりいか刺し網漁業は 3 月 1 日から 6 月 30 日まで。

次に、磯打網漁業は 9 月 16 日から翌年 4 月 30 日までです。

なお、ブロック内で別に規制等している部分については、ただし書きで記載しています。

漁業を営む者の資格は、漁船使用に関する項目と漁業の根拠地を関係する管内に有することを記載しています。また、操業区域が共同漁業権漁場内となっているものについては、操業区域の漁業権を行使できる漁協に所属する組合員であることを追加で記載しています。

次に、11 ページの「2 許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、当委員会から答申をいただいた日以降、1 ヶ月以上の期間とします。

なお、許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項第 1 号において 3 年と規定されていることから、令和 7 年 9 月 16 日から令和 10 年 9 月 15 日までとします。

次に、「3 備考」は、この告示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとし、26 ページから 31 ペ

松村議長

ーじまでの刺し網漁業の許可方針の別表に記載されている「許可等の条件」を付けることとします。

最後に、公示につきましては、県のホームページに掲載します。

以上が知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示についての説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

ただ今、第4号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第4号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

また、今後、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいでしょうか、併せてお諮りします。

意義ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして、次に第5号議案として、その他となっておりますが、報告事項等があれば、お願いします。

特にございませんか。

ないようでございますので、本日予定していた議案については全て終了いたしました。これをもちまして第23期第2回の委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午後2時30分 閉会)